

今回から「やってはいけない!!? こんな相続対策」をシリーズで解説することとしています。第四回目は「同族法人への貸付金」についてです。

1. 回収が困難な貸付金（会社から見れば借入金）の相続税評価額

個人による同族会社への貸付金について、回収が困難と思われる場合でも、回収が不可能又は著しく困難であることが立証できないと相続財産として課税されます。

そこで、その貸付金については、債権放棄や自社株への組換えなどの対策を実行しておく必要があります。

【貸付債権は存在するものとした裁判例：平成21年以降の主なもの】

① 乙社及び丙社は、資産状況が債務超過で、営業状況が赤字であったとしても、直ちに事業経営が破たんするような状況ではなく、本件相続開始日において事業活動を継続していることからすると、両社の事業経営が客観的に破たんしていることが明白で、本件貸付金の回収の見込みのないことが客観的に確実であるといえる得る状況にあったとは認められない（平成21年2月25日）。

② 貸付金の回収が不可能又は著しく困難と見込まれるときは、その事業経営が客観的に破たんしていることが明白であって、債権の回収の見込みのないことが客観的に確実であるといえる得るときであると解される。①本件会社は現在まで存続し、出向料収入や不動産の売買による収益があること、②本件会社の借入金債務は、関係会社、本件被相続人及びその親族からの債務が大半であって、返済期限等の定めがないため、直ちに返済を求められる可能性は極めて低く、金融機関等外部からの借入に比べて有利といえること、③本件会社は、本件相続開始日の直前期において、本件被相続人に対し、借入金の一部の返済をしていることが認められる。そうすると、本件相続開始日において、本件会社の事業経営が破たんしていることが客観的に明白であって、債権の回収の見込みのないことが客観的に確実であるといえる得る状況にあったとは認められない（平成21年5月12日）。

③ 本件会社の資産及び負債、損益の状況は良好であったとは必ずしもいえないものの、①本件会社の負債の大部分は、本件会社の全株式を有する被相続人からの借入金であることから、強制執行などの回収手段によって経営に必要な財産を失う可能性は低かったものと認められること、②本件会社は、売上額が増加傾向にあったことや、被相続人及びその親族である役員に対して役員報酬及び地代として毎期一定額の支出が認められ、相続開始日までに大幅な支出削減を余儀なくされるなどの営業活動が制限される状況であったとは認められないこと、③本件会社の経営は平成25年頃からは被相続人の子が統括し、本件会社が経営するホテル及びレストランの建物の敷地が被相続人の妻の土地であることから、相続開始日以降も、事業を継続できる状況であったことを考慮すると、相続開始後に本件会社が営業を停止したことや、その後の解散、清算結了等をもって、相続開始日において本件会社の営業状況及び資産状況が破綻していたということはできず、評価通達205の(1)ないし(3)に掲げる事情と同視できる程度に債務者の経済状態等の悪化が著しく、その貸付金債権等の回収の見込みがないことが客観的に明白であって、本件貸付金の回収の見込みがないことが客観的に確実であるといえることはできない（令和2年3月18日）。

【貸付債権の価額は零と認められた裁判例】

債務者について破産、民事再生、会社更生又は強制執行等の手続が開始していなくても、事業の閉鎖、代表者の行方不明等により、債務超過の状態が相当期間継続して他からの融資を受ける見込みもなく、再起のめどが立たない場合には、営業状況、資産状況等が破綻していることが客観的に明白であって、債権の回収の見込みのないことが客観的に確実であるときは、財産評価基本通達205に定める「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」に当たると解される（平成25年9月24日）。

2. 債権放棄があった場合の課税関係

債権放棄は債権者の一方的な意思表示で効力が生じますが、税務申告等対外的な証拠を残すためにも、内容証明郵便を使うことが大切です。債権放棄を受けた法人は、免除益については原則としてその法人の益金に算入されます。

しかし、法人に税務上の繰越欠損金が残っていれば、繰越欠損金の範囲内であれば債務免除益に対して法人税が課税されず、相続財産である「貸付金」も減少させる効果があります。

債権放棄を行うと既存株主へのみなし贈与が発生する可能性もありますので、事前に検証が欠かせません。

（文責：山本和義）